

令和5年度

第7回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和5年10月27日

石巻市農業委員会

第7回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和5年10月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 使用貸借の解約による通知について

報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 3号 農地の現状変更届出について

報告第 4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて

報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 9 議案第 7号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断について

閉 会

出席委員（14名）

1番	近藤	茂	委員	2番	山田	慧子	委員
3番	安部	秀逸	委員	4番	佐々木	文彦	委員
5番	佐藤	克美	委員	8番	高橋	千代恵	委員
10番	佐々木	洋	委員	11番	遠藤	章一	委員
12番	岡田	正男	委員	13番	今野	真理	委員
14番	後藤	嘉伸	委員	15番	前野	利春	委員
18番	伏見	晃也	委員	19番	三浦	孝一	委員

欠席委員（5名）

6番	高橋	由佳	委員	7番	武山	勝	委員
9番	伏見	さと子	委員	16番	今野	勝夫	委員
17番	日野	智	委員				

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田	信悦	委員	21番	木村	和広	委員
22番	保原	政美	委員	23番	木村	富雄	委員
24番	武山	礼二	委員	25番	三浦	和恵	委員
26番	首藤	勝博	委員	27番	山口	修一	委員
28番	齋藤	忠直	委員	29番	佐々木	勝行	委員
30番	佐藤	晴夫	委員	31番	渡邊	孝彦	委員
32番	高橋	信一	委員	33番	石川	雅洋	委員
34番	山田	茂樹	委員	35番	勝又	功	委員
37番	榊田	有司	委員	38番	西條	勲	委員
39番	阿部	正展	委員				

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

36番	西條	健一	委員
-----	----	----	----

説明のため出席した者

佐々木 憲明 農林課長補佐  
佐藤 海 農林課主事

千葉 孝則 農林課主事

事務局職員出席

渋谷 幸伸 事務局 長  
渡辺 和子 事務局 長 補佐  
          兼 農地 係 長  
鈴木 祥太郎 主 幹  
石崎 智章 主任 主事  
菅井 泰弘 主任 主事

斉藤 雄浩 事務局 次長  
村上 浩則 主 幹  
佐藤 友人 主 査  
山本 万里 主任 主事

---

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和5年度第7回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たり、三浦会長から挨拶申し上げます。

○三浦孝一会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 では、進めます。総会の議長につきましては、農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

では、会長、お願いします。

---

午後1時36分 開会

○議長（三浦孝一会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いいたします。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は14名、推進委員は19名であります。高橋由佳農業委員、武山勝農業委員、伏見さと子農業委員、今野勝夫農業委員、日野智農業委員、西條健一推進委員から欠席の報告がございました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（三浦孝一会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号18番伏見晃也委員、2番山田慧子委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第5号

○議長（三浦孝一会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 使用貸借の解約による通知についてから報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告をお願いします。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、ご報告いたします。

報告第1号 使用貸借の解約による通知について、議案書の1ページを御覧ください。今月の受理件数は1件で、解約の理由は農地転用のためでございます。

続きまして、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、議案書は2ページを御覧ください。今月の受理件数は2件で、解約の理由は貸人の都合によるものでございます。

続きまして、報告第3号 農地の現状変更届出について、議案書は3ページを御覧ください。今月の受理件数は2件で、1mの盛土をし、畑とするものと、0.5mの盛土をし、畑とするものでございます。

続きまして、報告第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下げについて、議案書は4ページを御覧ください。令和5年3月に許可申請があった案件ですが、転用事業者の変更のため取下げ願が提出され、県に進達したものでございます。なお、変更後の事業者から、今月案件として転用許可の申請がされております。

続きまして、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、議案書は5ページを御覧ください。今月の受理件数は1件で、集合住宅等敷地とするものでございます。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 以上で報告第1号から報告第5号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第3、議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は6ページ及び別冊1になります。産業部農林課に議案の内容について説明をお願いします。

○佐々木憲明農林課長補佐 産業部農林課の佐々木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、石巻市農業振興地域整備計画の変更についてご説明申し上げます。資料につきましては、別冊1となりますので、ご用意をお願いいたします。

初めに、資料の1ページを御覧いただきたいと思います。石巻市農業振興地域整備計画の変更理由書となっております。今回の農用地利用計画に係る変更の内容につきましては、全体見直しに係る除外案件、申出のあった石巻市地区及び河南地区における個別の除外案件の計4件でございます。農用地区域内容面積の差引きの増減につきましては、258.9aの減ということになってございます。

なお、今回につきましては、この4件の農振除外案件に加えまして、石巻市地区において行います農業振興地域の除外に係る案件及び申出により変更を行う牡鹿地区における個別の用途変更の案件についても、併せてご説明を申し上げたいと思います。

2ページから21ページにかけては、変更内容に係る案件の整理表となっております。

2ページから4ページに係る案件番号1につきましては、昨年1月に決定公告いたしました計画の全体見直しに係る残余の案件となっております。

同じく4ページから20ページに係ります案件の番号2につきましては、石巻地区にて行われる市街化区域への編入に伴う農業振興地域の除外案件となっております。

21ページ、案件番号の3から6にかけては、個別の除外案件及び用途変更の案件となっております。

それでは、案件1につきましてご説明いたしますので、28ページを御覧いただきたいと思います。28ページから36ページにかけては、河南地区の48筆、合計181.8aについて、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第5号に該当しないということになりますので、除外を行うというものでございます。いずれの筆につきましても、現在農業上の用途には供しておらず、道路敷地や雑種地として利用されているものでございます。

次に、案件整理表、番号2の石巻地区における農業振興地域除外案件についてご説明いたしますので、37ページを御覧いただきたいと思います。37ページから45ページにかけては、石巻市蛇田字東道下及び西道下地内におきまして、都市計画法第7条第1項に掲げる市街化区域への編入が行われることに伴いまして、農業振興地域の整備に関する法律第6条第3項の規定に基づきまして、各小字の合計2,931aに係る農業振興地域の指定を解除するというものでございます。

なお、将来的な都市整備が見込まれることから、昨年1月に決定公告しました計画の全体見直しの際、農用地区域からは全筆除外をしておりますが、農業振興地域の指定については宮城県が行っておりますので、指定解除に向けた調整を行っているところでございます。

続きまして、案件の整理表、番号3の石巻地区における個別の農振除外案件についてご説明いたしますので、46ページを御覧いただきたいと思います。46ページから49ページにかけては、この案件につきましては、石巻市真野字新清水の1筆におきまして、製材業の事業拡大に伴う資材置場及び駐車場設置のため、農用地区域から除外しようとするものでございます。土地の地目につきましては、登記が畑、現況、雑種地ということになっており、現在の農業生産の状況は休耕となっております。

事業計画者につきましては、事業の規模拡大により、円滑な事業遂行のために必要とする空間が不足しており、事業実施に係る効率性確保のために、既存事務所の隣接地である今回の申出地を選定したものでございます。

なお、現在は一時転用許可により、一時的な資材置場及び駐車場としての利用が認められているものでございます。

続きまして、案件整理表4番の牡鹿地区における個別の用途変更案件についてご説明いたします。こちらにつきましては、通常用途変更につきましては、軽微な変更ということで対応させていただいているものですが、1ha以上の面積がありますので、簡易的な事務処理によるものには当てはまらないということになりますので、他の案件と同じく意見聴取を行うものとなっております。

50ページを御覧いただきたいと思います。50ページから52ページにかけてはこの4番の案件になりまして、石巻市鮎川浜黒崎の計9筆におきまして、畜産業の事業拡大に伴う飼料確保のため、農業上の用途を採草放牧地へ変更しようとするものであります。土地の地目につきましては、登記が畑、現況、畑になっており、現在の農業生産の状況は休耕となっております。

事業計画者につきましては、増頭数分の飼料確保が可能であることや、既存経営地の近隣にある当



該地を活用することで、飼料運搬等の負担軽減による農業経営の効率化が見込まれ、農業経営改善計画達成のために有益な土地であるということから、今回の申出地を選定したものであります。

続きまして、案件の5番でございますが、53ページから54ページに変更意見書の写しを添付しております。53ページを御覧いただきたいと思っております。申請地につきましては、石巻市鹿又地区となっております。地目は、登記が田んぼ、現況が田んぼ、農業生産の状況は水稲作付となっております。

変更の目的であります。事業計画者は、認可保育園、[REDACTED]を営んでおり、石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画に基づく鹿又保育所の閉鎖に伴い、新たに幼稚園・保育所機能を持つ児童福祉施設、幼保連携型の認定こども園として、鹿又保育所の受皿となるべく開業を計画するものでございます。また、同法人が運営しております施設に隣接しておりますことから、一体的に利用できるということで、運営上の利便性及び合理性が保たれるため、当該地を選定したものでございます。

なお、当該申出地につきましては、圃場整備から除外されておりますことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないということで判断したものであります。

最後に、案件番号6でございますが、61ページを御覧いただきたいと思っております。申請地につきましては、石巻市和湊地区でございます。地目につきましては、登記、現況ともに田であり、農業生産の状況につきましては水稲作付であります。

変更の目的であります。事業計画者は、半導体装置部品の研磨及び鏡面研磨の加工業の事業を営んでおまして、取引先のメーカーからの半導体装置部品の研磨受注が拡大していることに合わせ、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に移行したことにより、航空機部品の受注拡大も見込まれているものであり、事業拡大によりまして、現在駐車場と利用している土地に工場を新築し、隣接地に駐車場を整備するために当該地を選定したものであります。

なお、当該申出地は、圃場整備地区から除外されておりますことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者の農業経営及び農用地の集団化に支障がないということで判断をいたしております。

以上をもちまして、石巻市農業振興地域整備計画の変更についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、佐藤克美委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

10月18日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受けました。書類審査及び個別案件の現地調査を行い、検討した結果、計画変更は妥当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま産業部農林課からの説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について、同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

産業部農林課の方は退席いただいて結構でございます。ご苦労さまでした。

---

◎議案第2号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の7ページ、位置図につきましては8ページを御覧願います。申請地は、農振農用地の区域外の土地で、震災により被災し、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会委員長から報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。

本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案1件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案1件について証明書を交付することに決しました。

◎議案第3号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。

議案書は9ページです。番号1、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、田1筆、面積108㎡です。

番号2、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑1筆、面積493㎡です。

番号3、譲渡人の耕作困難のための贈与です。申請地は、田1筆、面積1,088㎡です。

番号4、議案書は10ページです。子への経営移譲のための贈与です。申請地は、田1筆、畑1筆、面積8,513㎡です。

番号5、法人が農業に新規参入するための賃借権の設定です。申請地は、田3筆、面積2万1,664㎡です。

なお、本申請は、解除条件付賃貸借契約を締結するものとしております。

番号6、譲渡人の新規就農のための売買です。申請地は、田1筆、面積740㎡です。

番号7、議案書は11ページです。借受人の新規就農のための賃借権の設定です。申請地は、田3筆、面積1,575㎡です。

番号8、譲渡人の規模縮小のための贈与です。申請地は、畑1筆、面積1,058㎡です。

番号9、譲渡人の経営農地取得のための売買です。申請地は、畑2筆、面積1,221㎡です。

番号10、議案書は12ページです。譲渡人の経営農地取得のための売買です。申請地は、畑2筆、面積756㎡です。

番号11、譲渡人の規模縮小のための売買です。申請地は、田1筆、面積3,290㎡です。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、高橋千代恵委員長から審査結果についてご報告願います。

○高橋千代恵農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

10月17日に開催の農家相談委員会において、農地調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案11件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案11件について許可を与えることに決しました。

---

◎議案第4号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の13ページ、位置図は14ページを御覧願います。販売用農機具置場及び資材置場敷地とするものです。農地区分は、農振農用地の区域外にある農地で、高速自動車国道の出入口から300m以内の距離にあり、第3種農地に該当します。

なお、現地は既に造成されて利用されておりますことから、始末書が提出されております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき、審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案1件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案1件について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

◎議案第5号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○石崎智章主任主事 それでは、ご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の15ページ、位置図は21ページを御覧願います。駐車場敷地とするものです。農地区分は、第1種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。なお、現地は既に造成されており、駐車場として利用されておりますことから、始末書が提出されております。

次に、番号2及び番号3についてご説明いたします。議案書の15ページ、位置図は22ページと23ページです。同一事業者による申請で、転用目的は太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号4及び番号5についてご説明いたします。議案書の16ページ、位置図は24ページと25ページです。同一事業者による申請で、太陽光発電施設用地及び資材置場とするものです。番号4の農地区分は、JR前谷地駅から500m以内にあり、第2種農地に該当します。番号5の農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号6から番号14についてご説明いたします。議案書の17ページから19ページ、位置図は26ページから30ページです。同一事業者による申請で、太陽光発電施設用地とするものです。

番号14まで、農地区分のみ続けてご説明いたします。議案書の17ページを御覧ください。番号6と番号7は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。番号8は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

議案書の18ページと19ページを御覧ください。番号9から番号14までは、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。なお、番号11と番号12は同一所有者で、同一事業者による転用で、合わせて3,000㎡を超えており、宮城県農業会議の常設審議委員会案件となります。

次に、番号15、議案書の20ページ、位置図は31ページです。番号2と番号3と同一の事業者による申請で、太陽光発電施設用地とするものです。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当します。

次に、番号16、議案書の20ページ、位置図は32ページです。住宅敷地とするものです。農地区分は、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であることから、第3種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案16件については、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、本案16件について承認相当の意見を付して宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第6号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第8、議案第6号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○村上浩則主幹 それでは、説明いたします。

別途配付しております令和5年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

初めに、中間管理機構による一括方式の利用権設定については3件で7筆、2万204㎡です。貸借期間は5年から10年で、10a当たりの賃借料は水田利用で1万2,000円、米による物納は90kgから105kgとなっております。

所有権移転については2件で3筆、合計面積は1万4,920㎡です。10a当たりの売買単価は水田利用で5万645円から5万6,963円となっております。

以上でございます。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の3件及び所有権移転の2件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。

初めに、一括方式について審議いたします。議案書は33ページから34ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案一括方式3件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は35ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転2件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） 異議なしと認め、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎議案第7号

○議長（三浦孝一会長） 次に、日程第9、議案第7号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてを議題といたします。

議案書は36ページから57ページになります。

事務局より議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 議案第7号 農地利用状況調査に伴う農地・非農地の判断についてご説明いたします。

本案は、農地法の運用についての第4に基づき、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するかどうかについて判断を求めるものであります。昨年度の農地利用状況調査の結果、B判定、再生利用が困難と見込まれる農地となり、荒廃化して山林・原野となったものです。石巻全域の田121筆、11万741㎡、畑312筆、22万6,485㎡、合計433筆、33万7,226㎡の農地であります。判断を求めるに当たり、農地調査委員会において航空写真による確認を実施しました。その結果、山林・原野化し、農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難なもの、また周囲の状況から見て、その土地を復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地には該当しないと思料するものであります。

今回非農地と判断されたものについては、対象地所有者267名、また県、市及び法務局に対して、対象地は農地に該当しない旨を通知し、登記地目の変更を促すとともに、対象地を農地台帳から削除することになります。また、筆界未定、現地確認不能の農地に関しては、登記地目の変更ができませんので、その旨を所有者に告知し、非農地であることを通知するまでといたします。

なお、議案提出に当たり、本来であれば位置図を添付するところではありますが、筆数が多いこと及び広範囲であることから、議案書に添付することができませんでした。確認のための資料として、公

図を重ねた航空写真を会場外に用意しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

以上の説明となります。

○議長（三浦孝一会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農地調査委員会委員長から検討結果について報告をお願いします。

○佐藤克美農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、事務局から説明を受け、利用状況調査などの結果を踏まえて、航空写真を用いて1筆ごとに確認を行いました。農地法の運用について第4の判断基準に基づき審査した結果、非農地とすることが相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（三浦孝一会長） それでは、議案精査に入ります。

会場の外に航空写真を用意しております。議案の精査は、5分程度で終わるようにお願いしたいと思います。

それでは、会場外にて議案精査をお願いいたします。

〔精 査 午後2時12分～午後2時19分〕

○議長（三浦孝一会長） それでは、会議を再開します。

先ほど事務局説明及び農地調査委員会委員長より検討結果につきまして報告がございましたが、本案433件についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案433件について、全て非農地と判断することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三浦孝一会長） ご異議なしと認め、本案433件について、全て非農地と判断することと決しました。

---

◎閉 会

○議長（三浦孝一会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第7回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時20分 閉会